

DONAN UMIMACHI SHINKIN BANK



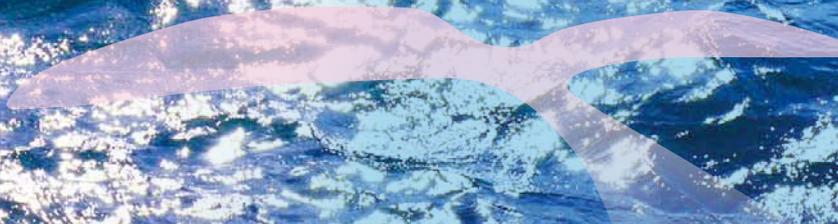
DISCLOSURE

2018

道南うみ街信用金庫

半期 (平成30年4月1日~9月30日)

ディスクロージャー



道南うみ街信用金庫

ごあいさつ

皆さまには、平素から私ども道南うみ街信用金庫に対しまして格別のご高配を賜り心より厚くお礼申し上げます。

本誌は当金庫の平成30年度上半期の経営内容や事業活動をご理解いただくために作成しました。

今後とも経営理念であります「お客様よし」「地域よし」「金庫よし」の三方よしの下、地域から必要とされ続ける金融機関を目指して参る所存でありますので引き続き倍旧のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年11月

道南うみ街信用金庫

理事長 藤谷直久

- 今回公表の計数は、9月末時点において3月期末決算とほぼ同様の決算処理を行い算出しておりますが、監査法人等の監査は受けておりません。
- 計数は金額単位未満および小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

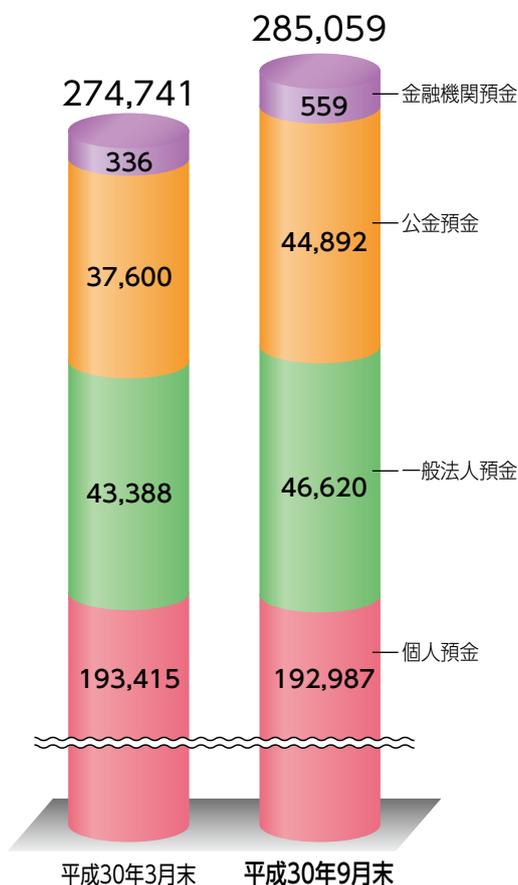
主要勘定の状況

預金

285,059 百万円
(年度初来 10,318百万円の増加)

預金は、個人で減少したものの、地方公共団体および一般法人で大幅に増加し、前期末比10,318百万円の増加となりました。

(単位：百万円)



預金人格別の状況

(単位：百万円)

	平成30年 3月末(A)	平成30年 9月末(B)	増減 (B) - (A)
一般預金	236,803	239,607	2,803
個人預金	193,415	192,987	△ 428
一般法人預金	43,388	46,620	3,232
公金預金	37,600	44,892	7,291
金融機関預金	336	559	223
合計	274,741	285,059	10,318

(注) 預金は譲渡性預金を含みます。

貸出金

117,481 百万円
(年度初来 3,949 百万円の減少)

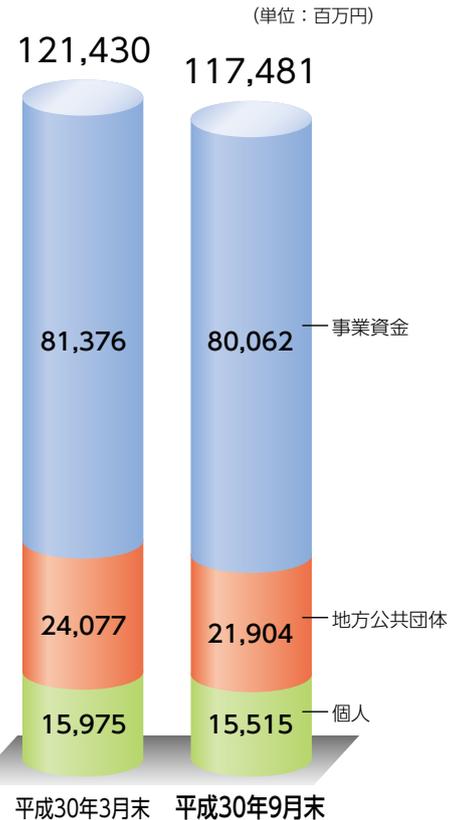
貸出金は、地方公共団体や金融機関に対する貸出金の大幅な減少によって、前期末比3,949百万円の減少となりました。一般の業種別では、建設業、不動産業、サービス業等で増加したものの、医療・福祉、物品賃貸業等での資金需要が乏しかった他、個人も住宅資金の需要低下から減少する結果となりました。

貸出金業種別の状況

(単位：先・百万円)

	平成30年3月末(A)		平成30年9月末(B)		増減(B)-(A)	
	先数	金額	先数	金額	先数	金額
製造業	140	6,203	136	6,174	△4	△29
農業、林業	21	709	22	681	1	△28
漁業	12	254	12	273	-	19
鉱業、採石業、砂利採取業	2	7	2	6	-	△1
建設業	412	9,297	406	9,546	△6	249
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-
情報通信業	6	259	8	341	2	82
運輸業、郵便業	45	1,803	43	1,819	△2	16
卸売業、小売業	364	9,365	362	9,350	△2	△15
金融業、保険業	21	4,198	21	3,220	-	△978
不動産業	441	30,869	435	30,985	△6	116
物品賃貸業	10	643	10	484	-	△159
学術研究、専門・技術サービス業	27	272	27	263	-	△9
宿泊業	30	2,277	29	2,154	△1	△123
飲食業	138	1,223	138	1,198	-	△25
生活関連サービス業、娯楽業	68	1,718	65	1,701	△3	△17
教育、学習支援業	6	81	4	175	△2	94
医療、福祉	97	9,101	96	8,425	△1	△676
その他のサービス	168	3,088	180	3,258	12	170
小計	2,008	81,376	1,996	80,062	△12	△1,314
地方公共団体	12	24,077	13	21,904	1	△2,173
個人	6,322	15,975	6,227	15,515	△95	△460
合計	8,342	121,430	8,236	117,481	△106	△3,949

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。



損益の状況

業務純益



経常利益



当期(半期)純利益



実質業務純益



(単位：千円)

	平成28年9月期	平成29年9月期 (A)	平成30年9月期 (B)	増減(B)-(A)
業務純益	75,569	33,965	152,538	118,572
経常利益	162,489	344,287	336,078	△8,209
当期(半期)純利益	117,200	327,832	313,451	△14,380
実質業務純益	75,569	33,965	152,538	118,572

(注)実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額

※平成28年9月期の計数は、旧江差信用金庫の数値を掲載しております。

保有有価証券の状況

有価証券運用は、格付の高い公社債等を中心に各種リスクに十分配慮し、安全な運用に努めております。

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

		平成30年3月期			平成30年9月期		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	債 券	12,781	13,742	961	12,019	12,862	843
	国 債	8,996	9,819	823	8,969	9,691	722
	地 方 債	1,095	1,176	81	1,090	1,166	76
	社 債	2,690	2,746	55	1,959	2,004	44
	公社団債	459	496	37	459	492	32
	事業債	2,230	2,249	18	1,500	1,511	11
	そ の 他	-	-	-	300	302	2
	外国証券	-	-	-	300	302	2
	小 計	12,781	13,742	961	12,319	13,165	845
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	債 券	1,603	1,592	△ 10	4,524	4,492	△ 31
	社 債	1,603	1,592	△ 10	4,524	4,492	△ 31
	事業債	1,603	1,592	△ 10	4,524	4,492	△ 31
	そ の 他	300	279	△ 20	2,300	2,160	△ 139
	外国証券	300	279	△ 20	2,300	2,160	△ 139
	小 計	1,903	1,872	△ 30	6,824	6,653	△ 170
合 計	14,684	15,615	930	19,143	19,818	674	

その他有価証券

(単位：百万円)

		平成30年3月期			平成30年9月期		
		貸借対照表計上額	取得原価	評価差額	貸借対照表計上額	取得原価	評価差額
貸借対照表計上額がを超えるもの	債 券	42,863	41,412	1,451	33,859	32,759	1,100
	国 債	20,745	19,801	943	12,813	12,152	660
	地 方 債	15,554	15,091	463	15,494	15,091	403
	社 債	6,564	6,518	45	5,551	5,515	36
	政保債	131	130	0	73	72	0
	公社団債	213	199	13	212	199	12
	金融債	4,812	4,800	12	4,007	4,000	7
	事業債	1,406	1,387	18	1,258	1,242	15
	そ の 他	1,917	1,869	48	2,013	1,950	62
	外国証券	1,436	1,425	10	920	906	14
	優先出資	380	343	36	389	343	45
投資信託	100	100	0	702	700	2	
	小 計	44,781	43,281	1,499	35,873	34,710	1,162
貸借対照表計上額がを超えないもの	債 券	6,095	6,212	△ 116	16,004	16,306	△ 302
	国 債	4,192	4,305	△ 112	13,884	14,179	△ 295
	地 方 債	799	801	△ 1	796	801	△ 4
	社 債	1,102	1,105	△ 2	1,323	1,326	△ 2
	政保債	44	44	△ 0	128	128	△ 0
	金融債	399	400	△ 0	399	400	△ 0
	事業債	658	660	△ 2	796	797	△ 1
	そ の 他	1,957	2,028	△ 70	2,494	2,535	△ 40
	外国証券	1,858	1,928	△ 70	2,394	2,435	△ 40
投資信託	99	100	△ 0	99	100	△ 0	
	小 計	8,053	8,240	△ 187	18,498	18,842	△ 343
合 計	52,834	51,522	1,312	54,371	53,552	819	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、基準月末日における市場価格等に基づいております。
2. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

	平成30年3月期	平成30年9月期
非 上 場 株 式	16	16
投資事業有限責任組合出資金	29	20
合 計	46	36

自己資本の構成

平成30年9月期の自己資本比率は**14.89%**です。

(単位：百万円)

	平成30年3月期	平成30年9月期
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	15,877	16,178
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,586	3,573
うち、利益剰余金の額	12,351	12,604
うち、外部流出予定額(△)	60	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される一般貸倒引当金の額	285	235
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	16,163	16,413
無形固定資産(モーゲージ・サービング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	39	35
うち、のれん及びモーゲージ・サービング・ライツに係るもの以外の額	39	35
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	80	61
前払年金費用の額	24	24
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	144	121
自己資本の額((イ) - (ロ)) (ハ)	16,019	16,292
信用リスク・アセットの額の合計額	99,412	103,266
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 4,111	△ 2,505
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 4,111	△ 2,505
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	6,103	6,103
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	105,515	109,369
自己資本比率((ハ) / (ニ))	15.18%	14.89%

自己資本の重要性

自己資本は、運用している資産が不良化や回収不能となり損失が発生した場合、これらに対する蓄えとしての役割を果たしてくれるので、自己資本比率が高いことは蓄えを多く持っていることであり、健全性をあらわす重要な指標といえます。

(注) 当金庫は国内基準を採用し、自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、同告示の附則において任意に適用可能とされている経過措置はいずれも適用しておりません。

自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	リスク・アセット		所要自己資本額	
	平成30年3月期	平成30年9月期	平成30年3月期	平成30年9月期
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	99,412	103,266	3,976	4,130
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	103,521	105,702	4,140	4,228
(i) ソブリン向け	132	147	5	5
(ii) 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	18,514	19,845	740	793
(iii) 法人等向け	31,539	31,278	1,261	1,251
(iv) 中小企業等向け及び個人向け	12,120	12,043	484	481
(v) 抵当権付住宅ローン	5,295	5,140	211	205
(vi) 不動産取得等事業向け	16,067	15,878	642	635
(vii) 3ヵ月以上延滞等	178	1,789	7	71
(viii) その他上記以外	19,672	19,578	786	783
② 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 4,111	△ 2,505	△ 164	△ 100
③ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	2	20	0	0
④ 中央清算機関関連エクスポージャー	—	49	—	1
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	6,103	6,103	244	244
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	105,515	109,369	4,220	4,374

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、地方公共団体金融機構、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会、漁業信用基金協会、農業信用基金協会のことです。

4. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスクを算定しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法＞= $\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$

6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

開示債権の状況

金融再生法に基づく開示債権区分および同債権区分毎の保全状況 (単位：百万円)

区 分	開示残高	保 全 状 況			
		保全額(イ)+(ロ)	担保・保証による保全(イ)	貸倒引当金(ロ)	
金融再生法上の不良債権	平成30年9月末(A)	6,244	5,620	3,804	1,815
	平成30年3月末(B)	4,823	4,660	2,699	1,961
	増減(A)-(B)	1,421	960	1,105	△145
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	平成30年9月末(A)	450	450	349	100
	平成30年3月末(B)	462	462	386	76
	増減(A)-(B)	△12	△12	△36	23
危険債権	平成30年9月末(A)	4,844	4,844	3,129	1,715
	平成30年3月末(B)	4,033	4,033	2,155	1,877
	増減(A)-(B)	810	810	973	△162
要管理債権	平成30年9月末(A)	950	326	325	0
	平成30年3月末(B)	327	164	157	6
	増減(A)-(B)	623	162	168	△6
正 常 債 権	平成30年9月末(A)	111,925			
	平成30年3月末(B)	117,086			
	増減(A)-(B)	△5,161			
合 計	平成30年9月末(A)	118,170			
	平成30年3月末(B)	121,910			
	増減(A)-(B)	△3,739			

- 3月末の自己査定をベースとして、簡便な債務者区分の見直しを行い、債務者区分が下方へ変更になった債権および期間中の回収額を反映させております。
- 貸出金のほか、債務保証見返(代理貸付に伴う保証)、未収利息および与信に関連する仮払金を含めております。
- 担保・保証による保全(イ)には、3月末から基準月末における担保劣化あるいは保証の見直し等に伴う変動額を反映させております。
- 貸倒引当金(ロ)は、3月末から基準月末の間で債務者区分の下方変更および担保・保証の見直しに伴って発生する必要額を見積もった額で、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」について個別貸倒引当金を、また、「要管理債権」については貸倒実績率に基づき算定した一般貸倒引当金を計上しております。

信用リスクに関する状況

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成30年9月末	285	235	—	285	235
	平成30年3月末	459	285	—	459	285
個別貸倒引当金	平成30年9月末	1,954	1,815	—	1,954	1,815
	平成30年3月末	2,630	1,954	685	1,945	1,954
合 計	平成30年9月末	2,240	2,051	—	2,240	2,051
	平成30年3月末	3,090	2,240	685	2,404	2,240

業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個 別 貸 倒 引 当 金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	平成30年3月末	平成30年9月末	平成30年3月末	平成30年9月末	目的使用		その他		平成30年3月末	平成30年9月末	平成30年3月末	平成30年9月末
製 造 業	605	667	667	651	43	—	561	667	667	651	0	—
農 業、林 業	—	0	0	—	—	—	—	—	0	—	19	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	284	197	197	197	85	—	199	197	197	197	—	—
建設業	451	326	326	318	105	—	346	326	326	318	2	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	3	1	1	1	—	—	3	1	1	1	—	—
卸売業、小売業	280	317	317	313	37	—	243	317	317	313	28	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	209	205	205	197	13	—	196	205	205	197	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	3	3	3	9	0	—	3	3	3	9	—	—
宿泊業	126	126	126	—	—	—	126	126	126	—	—	—
飲食業	61	13	13	18	12	—	48	13	13	18	1	—
生活関連サービス業、娯楽業	381	42	42	51	331	—	50	42	42	51	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	100	2	2	4	29	—	71	2	2	4	—	—
その他のサービス業	23	12	12	20	—	—	23	12	12	20	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	96	35	35	31	25	—	70	35	35	31	9	—
合 計	2,630	1,954	1,954	1,815	685	—	1,945	1,954	1,954	1,815	61	—

- 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
- 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

トピックス

上半期中の主なできごと(平成30年度)

年月日	内容
平成30年6月19日	第75回通常総代会を開催(於:江差町 ホテルニューえさし)
平成30年7月1日 ~10月31日	セーフティラリー北海道2018へ参加(参加194名)
平成30年6月14日	信用金庫の日にむけた「献血活動」の実施
平成30年6月24日	地域活性化を目的とする若手経営者育成のための学習塾「開陽塾」を開校 第1回 テーマ①「人が元気になる観光~連携と循環の地域振興~」 テーマ②「観光立国に向けた現状・取組とこれからの江差の観光」 平成30年8月27日 第2回「開陽塾」を開催
平成30年8月20日	創業・新事業支援を目的とした㈱日本政策金融公庫との協調融資商品「うみしん創業アシスト資金」を発売
平成30年8月24日	五稜郭支店 閉店、平成30年8月27日(月)から函館支店に統合
平成30年9月1日	全店一斉防災訓練を実施(各町消防署が協力)
平成30年9月10日 ~9月11日	第37回道南うみ街しんさん年金友の会総会を開催 北海道警察函館方面本部生活安全課より 「特殊詐欺の被害に遭わないために」の講演会を開催 ~アトラクション「福田こうへいコンサート」(於:函館市芸術ホール 参加1,180名)
平成30年9月15日 ~17日・23日・24日	「北海道みらい事業」第4回道南うみ街信用金庫杯少年軟式野球大会を開催(於:準決勝および決勝戦~うみ街信金ボールパーク(江差町運動公園野球場)、他函館市・北斗市7球場 参加50チーム・806名)
平成30年9月25日	知内支店 建替新築オープン
平成30年9月28日	えさん支店 融資業務を終了、平成30年10月1日(月)から湯川支店に融資業務窓口を統合
平成30年9月28日	えさん支店 函館市戸井支所・函館市恵山支所・函館市樺法華支所の派出窓口業務を終了



地域とのふれあい(平成30年4月から9月まで)

渡島総合振興局・檜山振興局との「包括連携協定」(平成30年3月締結)の具体的事業活動

- 「檜山の農業・水産業・林業について及び檜山地域における着地型観光と食のブランド化への取り組み」と題して、新人職員向けの研修会を実施しました。
- 平成30年「秋の全国交通安全運動」街頭啓発運動の実施(於:七重浜支店前)
- 青函観光PRパネル展の開催
- 道南広域観光の推進を目的に北海道命名150年記念観光カード「道南れきぶんカード」の制作、発行。



当金庫ネーム入り「ベンチ」の寄贈

創立90年記念行事継続事業の一環として、地域への感謝の意を表し、地場産材である「道南杉」を使用した「ベンチ」を寄贈しました。

《寄贈先・設置場所》

- 江差町 「旧檜山爾志郡役所(屋外広場)」
- 上ノ国町 「上ノ国町スポーツセンター」
- 八雲町 「ふれあい交流センターくまいし館」
- 乙部町 「函館バス乙部停留所」
- 厚沢部町 「道の駅あさぎ」
- 福島町 「チロップ館」
- 奥尻町 「奥尻パークゴルフ場」
- 松前町 「松前城」
- 函館市 「千代台公園野球場」
「はこだてキッズプラザ」
「函館コミュニティプラザ」
「なとわ・えさん交流センター」
- 北海道 「北海道立道南四季の杜公園」
- 北斗市 「北斗市観光交流センター」
(一社)七飯大沼国際観光コンベンション協会
「大沼国際交流プラザ」
- 木古内町 「木古内町役場1階ロビー」
- 知内町 「知内町中央公民館」

お客さまネットワークへの取り組み

- うみしん会15団体の親睦団体による旅行・講演会・ゴルフ大会・レクリエーション等様々な催しが開催されており、参加・支援をしております。

環境問題への取り組み

各地区で行われた町内・海水浴場等の一斉清掃や植樹・除草作業などの取り組みに参加しました。



地域行事・祭事への参加・協賛

以下をはじめとした地域の各種イベントに参加・協賛しました。

- 「函館港まつり」「ワッショイはこだて」踊りパレード（十字街コース/五稜郭コース）延べ200名の参加
- 箱館五稜郭祭
- 大沼湖水まつり
- 江差かもめ島まつり
- 姥神大神宮渡御祭
- サマーカーニバルin知内
- エゾ地の火祭り
- 熊石あわびの里フェスティバル
- 元和台マリンフェスティバル
- あさぶふるさと夏まつり
- 湯川温泉花火大会
- やるべ福島イカまつり
- 松前城下時代祭り
- 松前マグロまつり
- 北斗市夏まつり
- 湯倉神社例大祭
- 木古内咸臨丸まつり



文化活動

各種大会への参加・支援のほか、店舗ロビーを地域行事等の展示会や作品展示の会場として開放しております。

- 江差追分「江差地区発表大会」・「全国大会」
「熟年・少年全国大会」
- 市民創作「函館野外劇」
- 「七重浜こども園絵画展示会」



年金友の会行事への参加・支援

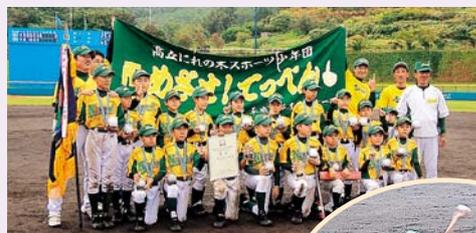
- 福田こうへいコンサートをメインイベントとして、年金友の会総会を開催致しました。
- 「年金友の会パークゴルフ大会」の予選会を兼ねた支部大会などの催しに参加・支援し、会員との親睦を図りました。



スポーツ振興への支援

少年野球大会やパークゴルフ大会の開催、マラソン大会や各種スポーツ大会への協賛・参加を通じて、地域の皆さまとの交流を深めております。

- 第38回うみしん中道杯争奪・親善少年野球大会
- 第28回道南うみ街信用金庫杯争奪中学校野球大会
- 北海道みらい事業
第4回道南うみ街信用金庫杯少年軟式野球大会
- 第5回奥尻ムーンライトマラソン
- 2018函館マラソン
- 北海道女だけの相撲大会



その他

- 福島町の園児によるパトロール隊との合同啓発活動を行いました。
- 各地区において、金融犯罪防止や振込詐欺防止の店頭啓発を行いました。
- 各地区で行われた「交通安全祈願祭」や「全国交通安全運動」等へ参加し、交通安全の啓蒙活動を行いました。
- 移動献血車による献血に協力をしました。



中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況

当金庫は、平成30年度から第三次3ヵ年経営計画「Progress」を策定し、基本戦略に「付加価値の高い課題解決策の提供」を盛り込み、中小企業および地域に対する具体的な取組みを掲げております。

特に、関連支援機関等との連携強化の下、コンサルティング機能の一段の整備による事業再生支援・創業支援・新事業支援等への取組み、販路拡大のための各種情報の提供・支援を強化してまいります。

1. 中小企業の経営支援に関する取組方針

「地域金融円滑化のための基本方針」をはじめ、「金融円滑化管理規程」「金融円滑化要領」および「経営改善計画指導要領」を策定し、取組方針を整備しております。

2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

- (1)企業支援部支援課(経営改善コンサルティング担当部署)の設置
- (2)中小企業経営力強化支援法に基づく「経営革新等支援機関」の認定取得
- (3)北海道中小企業総合支援センター、北海道中小企業再生支援協議会、北海道事業引継ぎ支援センター等の外部機関との連携強化による支援態勢の整備
- (4)㈱日本政策金融公庫との「業務連携・協力に関する覚書」の締結による連携・協力態勢の整備。

3. 中小企業の経営支援に関する取組状況

- (1)企業支援部支援課による経営改善支援の取り組み(平成30年度事業再生支援先11先を選定)
- (2)創業・新事業支援として、㈱日本政策金融公庫との協調融資商品「うみしん創業アシスト資金」を発売(平成30年度上期、創業・新事業資金取組実績14件、59百万円)
- (3)事業承継支援として、北海道事業引継ぎ支援センター等の外部機関との連携強化による円滑な事業承継に向けた取り組み
- (4)ホームページに掲載の「うみしんビジネスマッチングページ」による販路拡大支援の取り組み

4. 地域活性化に関する取組状況

- (1)渡島総合振興局・檜山振興局との包括連携協定の締結観光をはじめとする産業振興や、地域の人材育成に関する取組などで連携することにより道南地域全体の活性化を図ることを目的とした取り組み
- (2)地域行事への参加、スポーツ振興への支援「奥尻ムーンライトマラソン」への協賛・参加、「道南うみ街信用金庫杯少年軟式野球大会」の主催のほか、「函館港まつり“フッショイはこだて”」等、各種地域イベントへの積極的な支援・参加への取り組み

地域金融円滑化に向けた取り組み

当金庫は、地域の中小企業および地域の方々に対し必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力で取り組んでまいります。

1. 取組方針

当金庫は、地元中小企業はじめ地域の方々さまざまな資金ニーズに安定した資金を供給いたします。

また、経営環境の変化による条件変更等の相談については、誠実かつ丁寧な対応を行うことを基本方針とし、これまでと同様、地域の中小企業および地域の方々抱えている問題を十分に把握し、その解決に向けて真摯に取り組んでまいります。

2. 金融円滑化の円滑な実施にむけた体制整備

当金庫は、上記取組方針を適切に実施するため、最終意思決定機関を理事会と定め、以下の体制の整備を図っております。

- (1)地域金融円滑化のための基本方針の策定。
- (2)金融円滑化管理規程の策定。
- (3)金融円滑化管理責任者の選任および統括担当部署の設定。
- (4)金融円滑化管理責任者は、関連する各部門と連携して「経営者保証に関するガイドライン」に基づく対応を適切に実施するための体制整備を図ります。また、役員に対し、同ガイドラインに基づく対応を適切に実施することを確保するため

に必要な事項を周知徹底いたします。

- (5)金融円滑化管理責任者、顧客説明管理責任者および顧客サポート管理責任者は連携して、主債務者および保証人からの保証契約に関する相談等に対して「経営者保証に関するガイドライン」に基づき適切に対応するための取り組みを行います。
- (6)営業部店に「相談窓口」を設置するとともに、営業部店長を「金融円滑化責任者」として任命。
- (7)本部企業支援部支援課による一層の経営改善指導の強化。
- (8)取引先の事業価値を見極める能力(目利き能力)を向上させるため、各種講座の受講。
- (9)苦情受付処理について本部経営管理部コンプライアンス課とする。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っている取引先から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、取引先の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

貸付条件の変更等の実施状況

(単位：件)

平成30年9月末時点での 累計取扱実績	債務者が中小企業である場合			債務者が住宅資金借入者である場合		
	平成29年9月末	平成30年3月末	平成30年9月末	平成29年9月末	平成30年3月末	平成30年9月末
貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	3,267	3,402	3,579	99	100	106
うち、実行に係る貸付債権	3,163	3,309	3,478	87	88	93
うち、謝絶に係る貸付債権	39	40	40	4	4	4
うち、審査中の貸付債権	14	2	8	—	—	1
うち、取下げに係る貸付債権	51	51	53	8	8	8

金融ADR制度への対応

金融ADRとは、「金融に関する紛争・苦情を裁判によらず、あっ旋・調停・仲裁などの当事者の合意に基づき解決していくこうとする」制度です。

【苦情処理措置】

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日に営業部店または下記の担当部署にご相談ください。

道南うみ街信用金庫経営管理部「お客さま相談室」	
電話番号	0139-52-1058
受付時間	9:00～17:00(当金庫営業日)

【紛争解決措置】

当金庫は、紛争解決のため、上記経営管理部「お客さま相談室」または北海道地区しんきん相談所、全国しんきん相談所にお申し出があれば、札幌弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の仲裁センター等にお取次ぎいたします。

相談所名	北海道地区しんきん相談所	全国しんきん相談所
電話番号	011-221-3273	03-3517-5825
受付日時	9:00～17:00 月～金(祝日・年末年始を除く)	9:00～17:00 月～金(祝日・年末年始を除く)

相談所名	札幌弁護士会	東京弁護士会
電話番号	011-251-7730	03-3581-0031
受付日時	10:00～12:00/13:00～16:00 月～金(祝日・年末年始を除く)	9:30～12:00/13:00～15:00 月～金(祝日・年末年始を除く)
相談所名	第一東京弁護士会	第二東京弁護士会
電話番号	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日時	10:00～12:00/13:00～16:00 月～金(祝日・年末年始を除く)	9:30～12:00/13:00～17:00 月～金(祝日・年末年始を除く)

また、お客さまから各弁護士会に直接申し出いただくことも可能です。

なお、上記の東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記の東京三弁護士会および全国しんきん相談所または当金庫経営管理部「お客さま相談室」にお尋ねください。

店舗一覽

当金庫では全営業部に現金自動預払機(ATM)を2台以上設置し、待ち時間の短縮に努めております。
また、視覚に障がいのある方でも操作が可能な「ハンドセット付ATM」を全営業部に設置しております。

事務所等の名称および所在地			ATMのご利用時間 (平成30年9月末現在)				
			平日	土曜日	日曜日・祝日	ATM振込	
						平日	土日祝日 カードのみ
本店 ■(店外ATM) 道立江差病院出張所	〒043-8651 松山郡江差町字本町132番地	☎0139-52-1036	8:45 ~18:00	9:00 ~17:00	9:00 ~17:00	○	○
	道立江差病院 1階		9:30 ~18:00	—	—	○	—
上ノ国支店	〒049-0611 松山郡上ノ国町字大留244番地の9	☎0139-55-2616	8:45 ~18:00	9:00 ~17:00	—	○	△
熊石支店	〒043-0415 二海郡八雲町熊石根崎町115番地1	☎01398-2-3026	8:45 ~18:00	9:00 ~17:00	—	○	△
乙部支店	〒043-0103 爾志郡乙部町字緑町415番地1	☎0139-62-2034	8:45 ~18:00	9:00 ~17:00	—	○	△
厚沢部支店	〒043-1113 松山郡厚沢部町新町181番地の47	☎0139-64-3231	8:45 ~18:00	9:00 ~17:00	—	○	△
福島支店	〒049-1312 松前郡福島町字福島53番地の1	☎0139-47-2022	8:45 ~18:00	9:00 ~17:00	—	○	△
奥尻支店 ■(店外ATM) 奥尻総合研修センター出張所	〒043-1401 奥尻郡奥尻町字奥尻809番地	☎01397-2-2525	8:45 ~18:00	9:00 ~17:00	—	○	△
	(青苗地区)奥尻総合研修センター内		9:00 ~17:00	9:00 ~17:00	—	○	△ (カード振込のみ)
函館支店	〒040-0003 函館市松陰町23番4号	☎0138-53-3221	8:45 ~19:00	9:00 ~17:00	9:00 ~17:00	○	○
松前支店	〒049-1512 松前郡松前町字福山50番地の1	☎0139-42-2727	8:45 ~18:00	9:00 ~17:00	—	○	△
七重浜支店 ■(店外ATM) ラルズマート久根別店出張所	〒049-0111 北斗市七重浜2丁目28番11号	☎0138-49-1671	8:45 ~19:00	9:00 ~17:00	9:00 ~17:00	○	○
	ラルズマート久根別店内		9:00 ~19:00	9:00 ~17:00	9:00 ~17:00	○	○ (カード振込のみ)
函館中央営業部	〒040-0064 函館市大手町2番7号	☎0138-22-1247	9:00 ~18:00	9:00 ~18:00	9:00 ~18:00	○	○
ばんだい支店	〒040-0073 函館市宮前町14番15号	☎0138-41-6236	8:00 ~19:00	8:00 ~19:00	8:00 ~19:00	○	○
亀田支店 ■(店外ATM) 桔梗出張所	〒041-0812 函館市昭和4丁目17番4号	☎0138-42-3820	8:00 ~19:00	8:00 ~19:00	8:00 ~19:00	○	○
	スーパーブックス桔梗店駐車場内		7:00 ~21:00	8:00 ~19:00	8:00 ~19:00	○	○
湯川支店	〒042-0932 函館市湯川町2丁目18番14号	☎0138-57-1492	7:00 ~19:00	8:00 ~19:00	8:00 ~19:00	○	○
北斗支店 ■(店外ATM) 久根別出張所 北斗市役所出張所 北斗市総合分庁舎出張所	〒049-0161 北斗市飯生2丁目4番24号	☎0138-73-2151	8:00 ~19:00	8:00 ~19:00	8:00 ~19:00	○	○
	スーパー魚長久根別店駐車場内		7:00~21:00	8:00~19:00	8:00~19:00	○	○
	北斗市役所敷地内		8:00~18:00	—	—	○	—
	北斗市総合分庁舎玄関横		8:45~18:00	—	—	○	—
七飯支店 ■(店外ATM) 七飯町役場出張所	〒041-1111 亀田郡七飯町本町3丁目8番18号	☎0138-65-2501	7:00 ~21:00	8:00 ~19:00	8:00 ~19:00	○	○
	七飯町役場 1階		9:00 ~17:15	—	—	○	—
えさん支店	〒041-0404 函館市中浜町115番の4	☎0138-84-2111	9:00 ~18:00	—	—	○	—
木古内支店	〒049-0422 上磯郡木古内町字本町224番地の1	☎01392-2-3121	9:00 ~18:00	—	—	○	—
中道支店	〒041-0853 函館市中道1丁目24番12号	☎0138-51-1711	7:00 ~21:00	8:00 ~19:00	8:00 ~19:00	○	○
知内支店	〒049-1103 上磯郡知内町字重内13番地の11	☎01392-5-5611	9:00 ~18:00	—	—	○	—

※ただし正月三が日は、ATMの稼働を休止いたします。 ※土日祝日はカード利用による予約振込のみとなります。 ※△は、土曜日だけの取り扱いとなります。



知内支店 建替新築オープン

店舗の老朽化に伴う建替のため、平成30年9月25日に新店舗をオープンいたしました。
新店舗は、どこか和を感じさせる外観。玄関からロビーへの空間を広く取り、ロビー天井やカウンターなどに地元の木工技術を結集し、温もりのある開放的な空間を演出いたします。
ロビーの一角にはお客さまに親しんでいただけるよう、くつろぎの場を設置するほか「多目的トイレ」もご利用いただけるなど、お客さま思いのおもてなし設備を充実させました。
また、LED照明や最新のパネル型空調設備などの省エネ設備により節電を図って、人にも環境にも優しい店舗づくりをしました。
皆さまのご来店を心よりお待ちしております。



道南うみ街信用金庫

<https://www.d-umishin.co.jp/>

